

## 第 98号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成19年 8月27日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市発達障害者支援センター（以下「支援センター」という。）における次に掲げる文書の公開請求を行った。

(1) 高機能自閉症の定義に関するもののうち、医学診断上の定義及び福祉上の定義（以下「本件請求文書①」という。）

(2) ノースカロライナ州の自閉症の定義及び判定手続を記載している文書（以下「本件請求文書②」という。）

2 同年 9月10日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年10月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

行政文書は存在する。

### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 支援センターは、発達障害者に関する相談支援、研修啓発、他機関連携を

行っており、発達障害及び発達障害者に対する支援に関する情報の収集もその業務として行っている。

厚生労働省に毎年提出する発達障害者支援センター事業報告書において、障害種別に「高機能自閉症」の分類があるが、「高機能」については知的障害を伴わないものとされ、定義が明文化されているわけではない。このため、支援センターとしても相談者からの相談において、医師の診断で「高機能」あるいは「知的障害を伴わない」という表現がある場合はこれらに分類し報告している。また、全国の発達障害者支援センター職員を対象とした研修などにおいても、「高機能」については、知的障害を伴わないものであることを前提にされており、「高機能自閉症」の定義よりも、その認知特性を理解した上での社会性やコミュニケーションスキルなどの支援について研修が行われている。

このため、行政文書として取得している文書にも本件請求文書①は存在しない。

- 2 本件請求文書②については、行政文書として取得しておらず存在しない。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

### 2 本件請求文書①について

- (1) 支援センターは、発達障害者の相談及び支援を行う機関であって、診察及び診断を行う医療機関ではないことから、「高機能自閉症」という言葉を用いて診断を行うことはなく、診断基準として定義を持つ必要がないことが認められる。また、相談の記録においては、相談者が受診した医師の診断を基に分類、記録しているものである。

したがって、支援センターにおいて、高機能自閉症の医学診断上又は福祉上の独自の定義をする必要がないものと認められる。

- (2) また、実施機関は、一般的に「高機能」という場合には、知的発達の遅れを伴わないとされているが、特に明文化された定義があるわけではなくとしており、他機関等から定義を記載した文書を取得していないものと認められる。

- (3) 以上のことから、本件請求文書①は、存在しないと認められる。

### 3 本件請求文書②について

- (1) 支援センターは、発達障害者の相談、支援等を行う施設であるが、ノー

スカロライナ州における自閉症施策と直接の関係はなく、当該自閉症施策に係る調査研究を行っているわけではないことから、ノースカロライナ州の自閉症の定義及び判定手続に関する文書を作成又は取得していないと認められる。

(2) したがって、本件請求文書②は、存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年10月31日	諮問書の受理
11月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月20日	実施機関の弁明意見書を受理
平成20年 1月21日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知
平成22年 1月12日 (第109回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
5月11日 (第113回審査会)	調査審議
8月10日 (第116回審査会)	調査審議
9月17日	答申